

親が知らない間に子供がアダルトサイトに登録？

～家庭内でインターネット接続のルールを話し合っていますか～

パソコンやスマートフォンなどの情報通信機器を使う子供たちが増えています。また、通信機能を持つゲーム機や携帯型音楽プレイヤーの普及など、子供たちにとってインターネットの利用が身近になっています。

その一方で、パソコンの設定が不十分であったり、ゲーム機などを使ってインターネットに接続していることを保護者が知らなかったりした結果、子供がアダルトサイトなどの有料サイトに登録してしまい利用料金が請求された、という事例が発生しています。

子供たちが情報通信機器などをどのように使っているのかをきちんと把握するとともに、普段から、インターネットの利用の仕方について家庭内でよく話し合っておくことが大切です。

相談事例 1

中学生の息子の家庭学習用としてタブレット端末を使わせたところ、アダルトサイトにアクセスしてしまったようだ。「動画を見るためにどこかをクリックしたところ『会員登録完了』と画面に表示され、高額な請求金額が表示された」と本人から相談された。アクセス制限をかけていなかったことに気づいたので、すぐに設定した。今後どのように対処したらよいか。

(当事者 中学1年生 保護者からの相談)

相談事例 2

中学生の息子がインターネットに接続できるゲーム機を購入、自宅内の無線LAN経由でインターネット回線に接続して、アダルトサイトにアクセスした。本人は「突然『登録』の画面となって高額な請求金額が表示された、すぐに『退会』をクリックしたので何も利用していない」と言っている。ゲーム機を購入していたことも、ゲーム機でインターネットに接続できることも知らなかった。(当事者 中学2年生 保護者からの相談)

消費者へのアドバイス

- ・ 未成年者が利用する機器には必ず閲覧制限を設定するとともに、無線LANのセキュリティ設定も確認しましょう。
- ・ 普段から、インターネットや情報通信機器の使い方についてよく話し合っておくとともに、何か困ったことがあった場合には、すぐに相談できるような関係を保つことも大切です。

- ・ 契約には売り手と買い手の同意が必要であり、インターネット取引には契約の内容を確認する画面表示が必要です。また、親の同意を得ていない未成年者の契約は取り消すことができる場合があります。アダルトサイトに連絡する前に、すぐに最寄りの消費生活センターにご相談ください。

東京都消費生活総合センター

03-3235-1155(相談専用電話)

架空請求やインターネットに関するトラブルに関しては、
東京都が開設した次のホームページもご参照ください。

※ 架空請求対策情報

「架空請求対策（STOP！架空請求）」

<http://www.shouhiseikatu.metro.tokyo.jp/torihiki/taisaku/>

※ 青少年のためのインターネット・携帯電話に関するトラブルの相談窓口

「こどものネット・ケータイのトラブル相談 こたエール」

<http://www.tokyohelpdesk.jp/>